

令和 8 年 2 月 1 2 日
西日本高速道路株式会社
九 州 支 社

入札参加資格停止措置について

1. 入札参加資格停止業者

	入札参加資格停止業者		住 所
①	三井住友建設株式会社	元 請	東京都中央区佃 2-1-6
②	三井住友建設鉄構エンジニアリング株式会社	元 請	千葉県千葉市美浜区中瀬 2-6-1 WBGマリブイースト棟 29階
③	ドーピー建設工業株式会社	元 請	北海道札幌市中央区北一条西 6-2
④	日本基礎技術株式会社	一次下請	東京都渋谷区幡ヶ谷 1-1-12

2. 入札参加資格停止期間：① 令和 8 年 2 月 1 2 日から令和 8 年 3 月 1 1 日まで（4 週間）

②③④ 令和 8 年 2 月 1 2 日から令和 8 年 2 月 2 5 日まで（2 週間）

3. 入札参加資格停止措置対象地域：地域 4

4. 事実概要

令和 8 年 1 月 9 日、九州自動車道 八女 I C～みやま柳川 I C間の溝口橋高架下において、支保工基礎杭の施工が完了し、機材返却のために削孔時に使用した送水ポンプの内部清掃で、送水施設から洗いを通水している際、誤って先端バルブを閉め切ってしまう、ホース内の圧力が上がったことにより、接続部金具が内部破断し、ホースが外れた際に、ホース固定用バンドが付いた状態のホース先端が被災者に当たり負傷したものの。

5. 入札参加資格停止措置理由

安全管理措置の不適切により工事関係者事故を発生させたことは、「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領」（平成 1 7 年 1 1 月 3 0 日付要領第 9 6 号）別表第 1 第 7 号に該当する。

（参考）西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第 1

措 置 要 件	地域及び期間
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） 7 会社の発注に係る工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	発生地域について 当該認定をした日から 2 週間 以上 4 月以内

○問合せ先 西日本高速道路株式会社 九州支社 総務企画部 経理課

(参考) 西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第3

地域区分

地域	都道府県
1	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県(※1)、奈良県、和歌山県及び岡山県(※2)
2	兵庫県(※3)、鳥取県、島根県、岡山県(※4)、広島県及び山口県(※5)
3	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
4	山口県(※6)、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

※1 地域2にかかる部分を除く。

※2 山陽自動車道のうち兵庫県と岡山県の境界から備前インターチェンジまでの区間に限る。

※3 中国自動車道のうち佐用インターチェンジから兵庫県と岡山県の境界までの区間に限る。

※4 地域1にかかる部分を除く。

※5 地域4にかかる部分を除く。

※6 関門橋のうち下関インターチェンジから山口県と福岡県の境界までの区間及び関門トンネルのうち下関市大字椋野から山口県と福岡県の境界までの区間に限る。